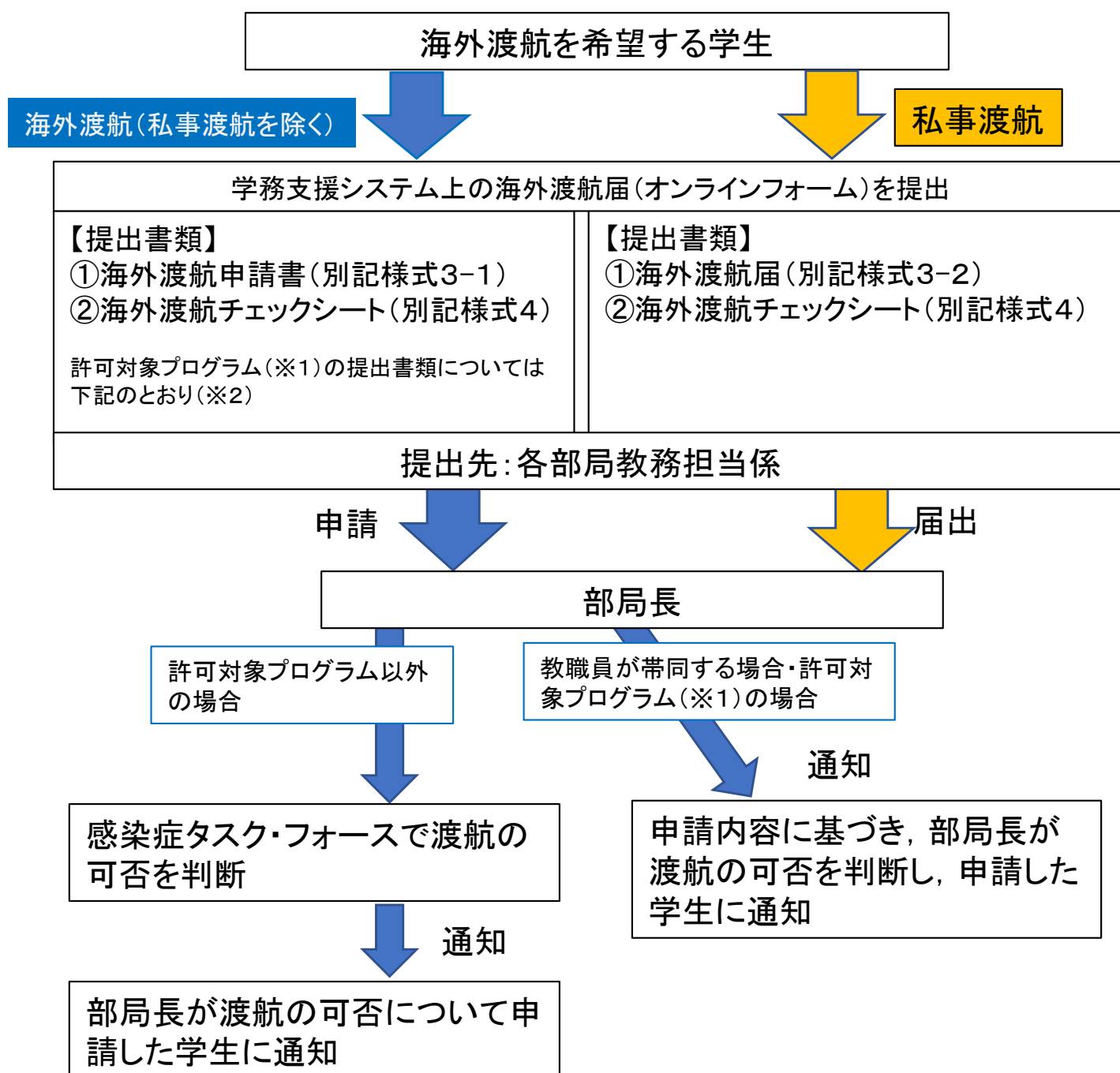


学生の海外渡航手続の流れ

渡航先の国・地域が外務省感染症危険情報レベル1の場合

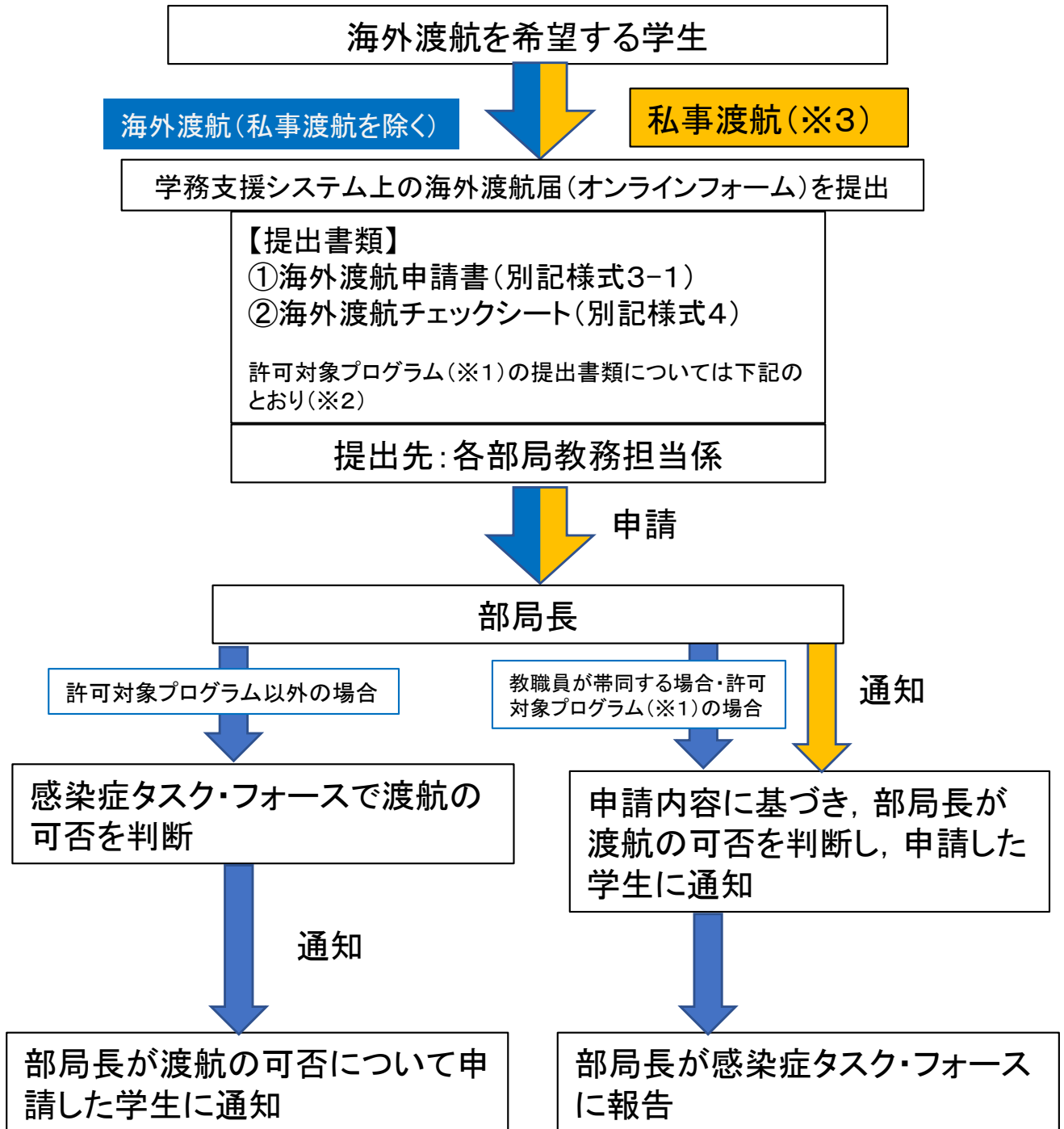


※1 許可対象プログラムは、トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム、JASSO 海外留学支援制度(協定派遣)及び協定校への交換留学に限定する。

※2 許可対象プログラムの提出書類は下記のとおり。教務担当係へ確認すること。
 ①誓約書, ②渡航前に確認すべき事項, ③渡航理由書, ④行程表

学生の海外渡航手続の流れ

渡航先の国・地域が外務省感染症危険情報レベル2の場合



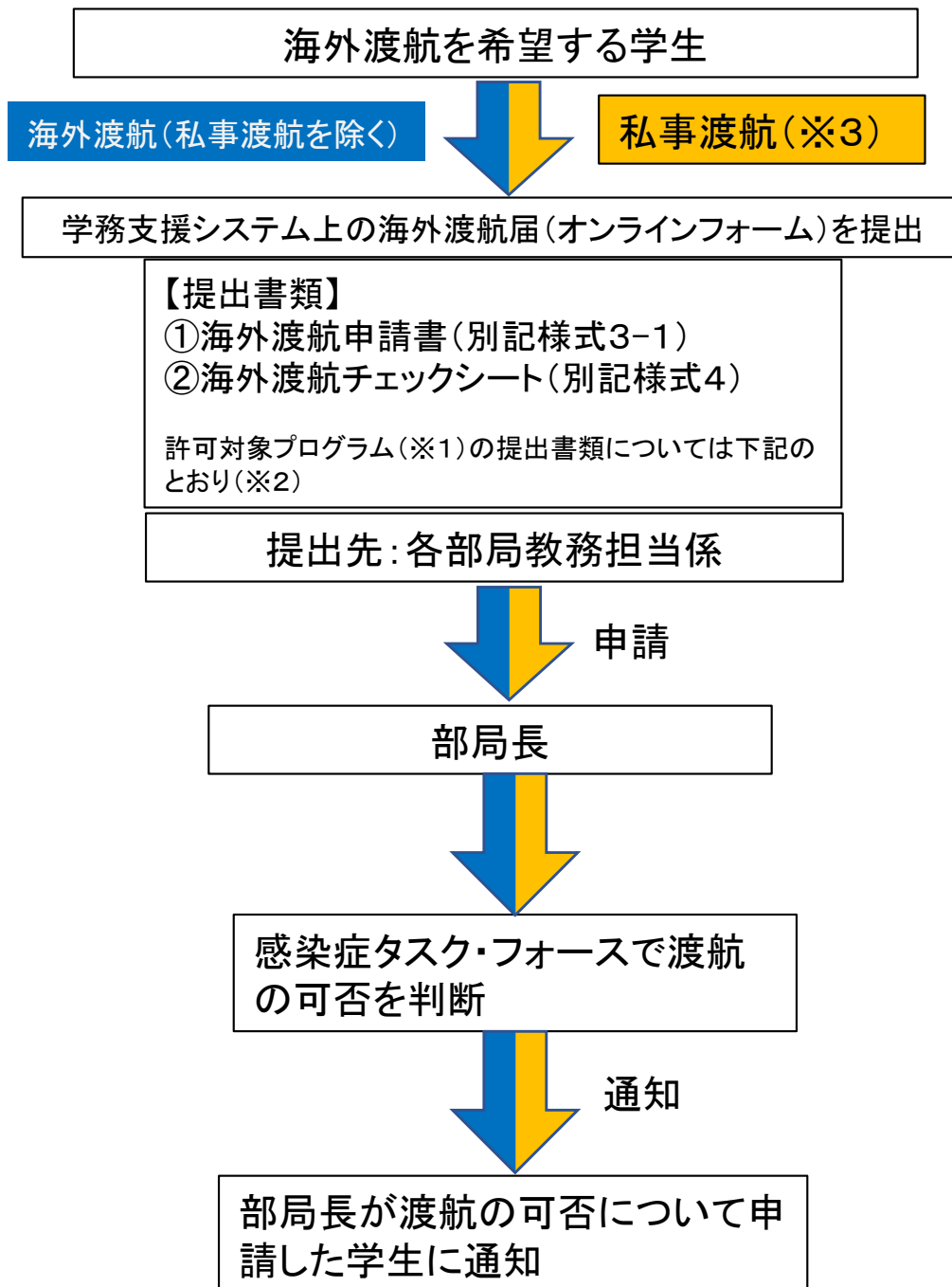
※1 許可対象プログラムは、トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム、JASSO 海外留学支援制度(協定派遣)及び協定校への交換留学に限定する。

※2 許可対象プログラムの提出書類は下記のとおり。教務担当係へ確認すること。
①誓約書, ②渡航前に確認すべき事項, ③渡航理由書, ④行程表

※3 学生の私事渡航のうち、感染症危険情報レベル(外務省)がレベル2以上の国・地域への渡航は、原則として「修学目的」であることを条件とする。ただし、外国人留学生の一時帰国についてはこの限りでない。

学生の海外渡航手続の流れ

渡航先の国・地域が外務省感染症危険情報**レベル3以上**の場合



※1 許可対象プログラムは、トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム、JASSO 海外留学支援制度(協定派遣)及び協定校への交換留学に限定する。

※2 許可対象プログラムの提出書類は下記のとおり。教務担当係へ確認すること。
①誓約書, ②渡航前に確認すべき事項, ③渡航理由書, ④行程表

※3 感染症危険情報レベル(外務省)がレベル2以上の国・地域への学生の私事渡航は、原則として「修学目的」であることを条件とする。ただし、外国人留学生の一時帰国についてはこの限りでない。